

## 金融リテラシーの考察(1)

—貯蓄増強・金融広報活動の歴史と研究サーベイ—

内 田 真 人

### 目 次

0. はじめに
1. 貯蓄増強と金融広報活動の歩み
  - (1) 国家主導型の貯蓄推進期(明治維新～第2次大戦直後)
  - (2) 第2次大戦後における貯蓄増強期
  - (3) バブル期以降の金融広報期
2. 現在の国内外の金融広報活動
  - (1) 政府・公的機関の取り組み
  - (2) 民間での取り組み
  - (3) 世界的な取り組み
3. 金融リテラシー研究
  - (1) 金融知識に関するアンケート調査
  - (2) 先行研究
4. 金融リテラシー向上に向けたわが国の課題
  - (1) 各年齢層・地域に応じた実践的な金融広報・教育の実施
  - (2) 行政による情報発信の強化
  - (3) 金融広報活動のコーディネーションの不足
  - (4) 金融教育に対する信頼性の向上
5. 結びにかえて  
(参考文献)

## 0. はじめに<sup>1)</sup>

わが国における金融の普及活動は、明治維新以降、資金不足の中での貯蓄推進運動から始まった。その後も活動は重点が次第に金融教育・情報の提供に移されつつ地道かつ着実に行われてきている。金融知識の発信主体は政府・公的機関が中心となっているが、民間金融機関やその団体、NPO など広範に亘って取り組まれており、最近その傾向は強まっている。一方で、金融商品・サービスは、1980年以降の金融自由化、1996年金融ビッグバン、2005年ペイオフ解禁、昨今のフィンテック台頭、キャッシュレス化など、高度化・複雑化しながら目まぐるしくかつ急速に進展している。この結果、金融に関して国民の自己責任が求められ、国民にはリスク認識の必要性が、金融機関には説明責任が、より強く意識されるようになり、金融リテラシー<sup>2)</sup>を身に付ける必要性が一段と強まってきている。

このように資産運用における金融商品・サービスの選択肢は従来に比べて格段に広がってきているが、わが国の家計の資産運用構成をみると、海外と異なっていて、預金・保険といった安全資産に偏重する傾向に変化が見られない。このため、政府は小泉政権以来「貯蓄から投資へ」のスローガンを繰り返し強調、こうした動きを促すべく、利子所得の非課税制度やNISAなど税制優遇制度を整備している。しかし、適切な資産運用、計画的な資産形成に必要な知識を個人で習得するには限界がある。各種アンケート調査結果では国民の金融への関心は低いままに止まっており、金融知識力も海外と比べて十分とは言えないのが現状である。

このような問題意識を踏まえた上で、本稿では明治維新以降長期の金融普及活動の歴史、現在の金融広報の取り組み、金融リテラシーに関する先行研究を概括し、現在わが国が抱えている金融リテラシーに関する諸課題を考察すること、を目的とする。

---

1) 本稿は私立大学研究ブランディング事業の研究助成による金融リテラシー研究の成果の第1回目である。

2) 金融リテラシーの定義については、OECDが「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での個人の幸福を達成するために必要な、金融に関する意識、知識、技術、態度及び行動の総体」と定義している。Adele Atkinson and Flore-Anne Messy [2012] 参照。

## 1. 貯蓄増強と金融広報活動の歩み

わが国の貯蓄推奨ならびに金融の広報活動は地道かつ着実に行われてきており、その時々時代の経済活動・国民生活のあり方に対応しながら徐々に変化してきている。本章では明治維新以降現在に至る 150 年という長期的な視点から金融広報活動の歴史を整理する<sup>3)</sup>。具体的には、①国家が主導した明治維新以降第 2 次大戦直後までの貯蓄推進期、②貯蓄推進委員会が中核となって活動した第 2 次大戦後からバブル期にかけての貯蓄著増期、③金融広報中央委員会が金融広報に重点を置いたバブル後の貯蓄が高水準で緩やかに増加する時期、と推進母体に着目して 3 期に分けて整理する。

### (1) 国家主導型の貯蓄推進期（明治維新～第 2 次大戦直後）

わが国は明治維新後、近代国家の建設を目指すため、殖産興業を進め、生産力を発展させて富国強兵の目的を達成することが最大の課題であった。また、日清戦後恐慌（1890 年代後半）、日露戦争前後（1902～5 年頃）といった戦費関連調達、明治末期（1908～11 年頃）の農村疲弊、関東大震災（1923 年）、昭和金融大恐慌（1930 年）など経済課題への政策対応にも資金が必要であった。こうした状況の下、資本の蓄積が重要と考えられ、わが国の貯蓄運動は、政府が主導し、全国民が協力する形で展開されてきた。この間の政府の取り組みの特徴としては、以下の 3 点が指摘できる。

第 1 に、生産向上や戦費調達等の目的もあって、明治天皇の戊申詔書、内閣総理大臣の特別声明、内務・大蔵・通信・農相の 4 大臣訓示など政府は貯蓄奨励運動を積極的に行った。貯蓄は本来、内部的欲求に基づいた個人的資本の蓄積であるが、1908 年の戊申詔書では、「貯蓄ヲ重スル習慣ヲ作ラシムヘシ」とされ、天皇から勤儉力行して国富増強にあたることが強調されるなど、精神主義的な色彩が強く、国家目的に従属させられていた。この意味で奨励というよりは労働強化と節儉を強いるものともいえた。

貯蓄に関する注目すべき多くの諸政策は 1898 年に大蔵大臣井上馨が地方長官に訓示した貯蓄論達に端を発して、短期間に行われた。具体的には、1899

---

3) 本章について詳しくは日本銀行百年史編集委員会 [1986]、貯蓄増強中央委員会 [1983] 年表を参照されたい。

年、特定三等局制度と呼ばれる民間人に事実上ほぼ無償で家屋・労働力を提供させ郵便局として機能させる制度を導入、この結果郵便取扱局が多数増設された。また、郵便局まで出かける必要がなく郵便集配人が貯金を預かる出張貯金制度も創設した。このほか、子供の間で郵便切手を台紙に貼り、一杯になると郵便貯金に振り込まれる郵便切手貯金制度（1900年）、証券郵便貯金（1901年）、貯金払い戻し手続きの簡素化（1902年）などの措置が次々と進められた。

第2に、郵便貯金制度を創設し、民間の貯蓄銀行を強く奨励するなど、政府は貯蓄受け入れ先の体制を整備した。郵便貯金制度は1874年（明治7年）に貯金預り規則が制定され、翌年から郵便貯蓄業務（貯金預り所の設置）が東京・横浜圏内の19局で開始された<sup>4)</sup>。貯金を取り扱う郵便局はその後1880年に810局、1885年には4,338局にまで拡大した。郵便貯金制度は英国の制度（1861年）をモデルにしたものであったが、わが国は明治維新直後の激動期に英国等一部の欧州先進国のみ導入していた制度をいち早く取り入れており、政府が貯蓄増強に向けた政策を重要視していた点が裏付けられる。

また、小口預金を専門に扱う民間の貯蓄専門銀行は、1880年に初めて東京貯蔵銀行が設立されたが、当時は金融業に対してほとんど規制がなく、維新以前からの伝統的な金融業者に加え、士族による授産事業、大地主や商人による殖産興業、篤志家による社会事業などを目的とした多数の金融業者が生まれ、競争が激化、銀行経営上の問題が生じていた。このため、1893年に法制化（貯蓄銀行条例の制定）され、貯蓄銀行を5円未満の預金を複利で預かる銀行と定義したほか、資金運用制限と供託を義務付けた。その後、規制が緩和されたこともあって、貯蓄銀行数はピーク時の1906年に486行に達するなど、急速に増加した。

第3に、貯蓄運動は地方を含めて全国的に組織が整備された。中央に貯蓄推奨中央委員会、地方に地方長官を中心とした貯蓄推奨地方委員会が設置された。そして、貯蓄奨励の組織化にあたっては、当時強固に残存した村落共同体的な規制が活用された。多くの貯蓄組合は村ぐるみあるいは旧村落（大字）ごとに設立され、この組合によって、貯蓄だけでなく社会生活全般に対する相互監視もなされた<sup>5)</sup>。また、郵便局に奨励運動の組織化を図るよう通達し、貯蓄の普

---

4) 郵便局創設の目的としては、中小市民、中小農民の生活費の一時的余裕金とみる説（大内兵衛）とかなりの大口利用者があったとする説（寺西重郎、迎由理男）がある。

5) 田中 [2008] 参照。

及と組織化に努めさせ、多くの町村で実施された勤儉貯蓄演説会や貯蓄組合結成に果たした郵便局の役割も大きかった。このように、上下官僚機構を総動員したほか、各地の資産ある名望家（村落支配者層）、郵便局等を軸として、国民に貯蓄させていた<sup>6)</sup>。

この間、民間サイドでも、国家的見地から貯蓄奨励を唱え、ボランティア活動に献身する指導者がみられた。1900年、財界有力者をメンバーとする有楽会が幼年時代からの学校貯金制度の必要性を提唱したほか、郵便制度の郵便制度導入のアドバイザーであったドイツ人マイエットが来日し、子供郵便局の設置を提案する等学校教育面への運動もみられた。また、安田銀行創始者安田善次郎が「貯蓄の話」を広く流布したほか、同志社校長金森通倫は基督教の布教とともに「貯蓄のすすめ」と題する小著を広く配布する等貯蓄奨励に努めた。

こうした取り組みの下、国民の貯蓄額の推移をみると、明治初期の揺籃期には貯蓄がなかなか増加しなかった。これは、維新直後は財産の蓄積や貯蓄自体を恥とする封建時代からの文化の影響もあって、人々の貯蓄性向が低い上、広報手段が乏しく貯蓄奨励の周知が困難であったことが原因と指摘されている<sup>7)</sup>。このため、郵政大臣・前島密駅通頭が自ら東京市内で人々に金銭を配り、貯金を行わせるといった直接手段を試みたほか、当時、国民と接する機会の多かった神仏の教導職（僧侶・牧師）に貯蓄の勧誘を依頼したが、効果は限定的であった。しかし、19世紀末に行われた政府主導の貯蓄奨励運動や制度整備が功を奏し、貯蓄総額は19世紀末頃から着実な伸びを示し、1900年に経済規模の24%、そして1940年には127%にまで達した（図表1）。

なお、1937年、日華事変の勃発に伴い、戦時国債の消化、生産力拡充資金の蓄積、インフレ抑制を目的として、閣議決定による国民貯蓄奨励運動が強力に推進された。翌年には大蔵省に国民貯蓄推奨局が設置され、運動方針や貯蓄増加目標額の決定について大蔵大臣の諮問に答えるための国民貯蓄奨励委員会も作られた。さらに、1941年には国民貯蓄組合法が施行され、地域・職域・業域に亘って国民貯蓄組合の結成が促された。第二次世界大戦勃発後は強制的な貯蓄と公債割り当てが実施され、戦争目的以外の消費は極力抑制された<sup>8)</sup>。

6) 迎由理男 [1981] 参照。

7) 岡崎 [2008] 参照。

(図表1) 家計の貯蓄規模の推移 (1) 1885年～1940年

| 年    | 預貯金総額／GNP | 預貯金総額／政府支出 |
|------|-----------|------------|
| 1885 | 4.2%      | 37%        |
| 1890 | 6.9%      | 61%        |
| 1895 | 13.1%     | 71%        |
| 1900 | 24.0%     | 125%       |
| 1905 | 32.7%     | 97%        |
| 1910 | 45.5%     | 120%       |
| 1915 | 54.7%     | 235%       |
| 1920 | 59.5%     | 240%       |
| 1925 | 76.8%     | 275%       |
| 1930 | 117.9%    | 150%       |
| 1935 | 119.2%    | 124%       |
| 1940 | 126.5%    | 162%       |

(出典) 大川一司他『長期経済統計』, 江見康一他『長期経済統計』

第二次大戦後の貯蓄運動については、1946年に衆議院内に設置された「通貨安定対策本部」が中心となってインフレ抑制を目的とした「救国貯蓄運動」が展開された。しかし、1949年ドッジ・ラインによる超均衡財政によってインフレが収束したため、通貨安定対策本部は解散、救国貯蓄運動は終結した。この救国貯蓄運動は、閣議決定で方策や目的が定められるなど引き続き政府主導型ではあったが、戦後初めての国民運動として、またその後の全国的な貯蓄運動の組織的基盤を形成した。

## (2) 第2次大戦後における貯蓄増強期

この時期の特徴点の第1は、従来の政府が主導する運動から民間が自主的に取り組む国民運動に形を変え、目的がその時々々の経済情勢に応じて変化したことにある。戦後の貯蓄運動は、新しい時代に即応して政府が前面に出るものではなく、民間の力を結集した中核体を創るべきとの構想が生まれ、1952年4月15日、貯蓄運動の推進母体として金融界、産業界、学識経験者を構成メンバーとする貯蓄増強中央委員会が結成された。委員会の初代会長には第一銀行副頭取、日本銀行総裁、大蔵大臣を歴任した渋沢敬三が就任した。委員21名、

8) 貯蓄率は大幅に上昇、1941年に初めて30%を越え、1944年には42.1%に達した(内閣府「国民所得白書」昭和38年度版による)。

図表 2 貯蓄増強中央委員会の貯蓄運動重点項目 (1952年)

- 
- ① 勤儉貯蓄の美風を興すこと
  - ② 企業の合理化を促進すること
  - ③ 定期積み金等集金制の預貯金の増強に強めること
  - ④ 貯蓄はわが国経済の根底をなすものであることを啓蒙認識せしむること
- 

(出展) 貯蓄増強中央委員会

顧問 5 名、参与 5 名、監査委員 2 名から構成され、結成時には、「各界の力を集めて幅広い運動を強力に展開する」との立場を表明した。事務局は日本銀行貯蓄推進部に置かれた。

貯蓄運動の目的は経済発展に応じて変化した。委員会設立当初の目的を政府公告文、貯蓄増強中央委員会の声明等でみると、「全国民が一致して勤儉貯蓄に努める」とされており、戦前に引き続き精神論の色彩が強かった (図表 2)。当時の日本は資本蓄積の乏しさが問題となっており、世界の先進国に追いつくために、資本蓄積の促進が経済自立を固める最大の条件とされ、国の総力を挙げて貯蓄推進運動を展開した。

1950 年代後半になると、高度経済成長に伴って国民の所得水準が上昇し、生活向上を目指す消費意欲が強まるなど、国民の生活意識が変化した。そこで貯蓄運動もこれに応じて徐々に個人生活の充実を重視したより良い生活のあり方や健全な消費など、生活向上が強調され始め、また、明るい希望の源泉としての貯蓄の正しい意義を理解させる点が重視された。

第 2 に、貯蓄増強中央委員会は消費ブームやインフレ期など貯蓄環境が悪化した時期を中心に、1953 年以降、政府に対し繰り返し物価の安定や貯蓄増強方策、資本蓄積に関する優遇策など数々の要望を行い、大きな影響力を持った。一方で、政府サイドも預貯金の利子所得に対する課税について少額貯蓄の非課税枠拡大<sup>9)</sup> など貯蓄推奨策を実施した (図表 3) ほか、郵便貯金の預入限度額を徐々に引き上げる (1952 年 3 万円→1973 年 300 万円、図表 4)、1 年半定期預金の創設など金融商品が多様化させる、給料から定額を差し引く勤労者財産形成貯蓄制度を導入するなど、貯蓄運動を支援する方策を実施した。

第 3 に、貯蓄増強中央委員会は各団体や学校と幅広く提携した。特に、婦人団体との密接な協力が際立っており、1954 年には主婦連合会、全国地域婦人

---

9) 1963 年に創設 (1 種 1 店舗、限度 50 万円)、1965 年、1971 年、1974 年に多種他店舗、限度額が拡大 (貯蓄・国債各 300 万円、さらに勤労者財形貯蓄 500 万円) した。現在は適用者を限定し限度 350 万円となっている。

(図表 3) 税制面の優遇策 (1953年～1978年)

|       |   |
|-------|---|
| 1953年 | 利子所得に対する課税の源泉分離課税 (税率10%)   |
| 1954年 | 利子所得に対する課税の源泉分離課税 (長期性預金 税率5%)  |
| 1955年 | 利子所得に対する全免措置及び配当所得に対する源泉徴収税率軽減 (2年間, 15%→10%)                         |
| 1957年 | 長期性預金の非課税措置, その他預金は分離課税 (税率10%), 2年間                                  |
| 1958年 | 貯蓄控除制度 (年間積立額の3%, 最高6千円の税額控除)   |
| 1962年 | 利子所得に対する分離課税及び配当所得に対する源泉徴収税率軽減優遇措置延長 (1年間)                            |
| 1963年 | 少額貯蓄非課税制度 (50万円までの利子所得非課税), 利子所得に対する源泉税率引き下げ (10%→5%, 1年間)            |
| 1965年 | 少額貯蓄非課税制度拡充 (100万円までの利子所得非課税)   |
| 1967年 | 少額貯蓄非課税制度拡充 (1店舗→多店舗, 1種類→多種類), 利子所得に対する源泉分離課税引き上げ (10%→15%)          |
| 1968年 | 少額国債特別非課税制度創設 (限度50万円)  |
| 1971年 | 利子所得に対する課税制度改正 (源泉分離選択課税制度復活<20%>, 確定申告不要制度発足)                        |
| 1972年 | 同制度の拡充 (少額貯蓄非課税限度100万円→150万円, 少額国債50万円→150万円, 勤労者財形100万円, 住宅積立郵貯50万円) |
| 1973年 | 利子所得に対する課税制度改正 (20%→25%)  |
| 1974年 | 利子所得に対する課税制度改正 (少額貯蓄非課税限度150万円→300万円, 少額国債150万円→300万円, 勤労者財形500万円)    |
| 1975年 | 利子所得に対する課税制度改正 (25%→30%)  |
| 1978年 | 1973年 利子所得に対する課税制度改正 (30%→35%)  |

(出典) 貯蓄増強委員会 [1973] 年表ほかより筆者作成

(図表 4) 郵便貯金の預入限度額の拡大

| 年   | 万円   |      |      |      |      |      |      |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|
|     | 1947 | 1952 | 1955 | 1962 | 1965 | 1972 | 1973 |
| 限度額 | 3    | 10   | 20   | 50   | 100  | 150  | 300  |

(出典) ゆうちょ銀行

団体連合会, 全国農協婦人部連絡協議会の各団体代表者<sup>10)</sup> を貯蓄増強中央委員会の委員に委嘱した。また1952年には家計の健全化を狙って明るい生活の家計簿を刊行, 作成部数は10年後の1962年に150万部, 1974年には260万部を越えるまでに普及, 生活設計の一般への勧奨とともに貯蓄運動の重要な柱となった。

また, 小中学校での金融教育も盛んであった。大蔵省と文部省の通達により, 金融のしくみを教え, 子どもの頃から貯蓄を実につけさせることが求められた。

10) 婦人団体は1963年に全国未亡人団体協議会, また全国漁協婦人部連絡協議会の代表も貯蓄増強中央委員会委員に委嘱された。



そして教育の一環として、こども銀行が提唱され、1948年、大阪市南大江小学校に初のこども銀行が誕生した。こども銀行は、①教育活動のひとつとして位置付けられ、校長等責任者の指導により実施されている児童の貯蓄活動であり、②児童生徒が自発的な目的を持って月1回以上日を決めて預入、引出が行われる、③預け先は学校に近い親局の郵便局と連携しながら運営する、といったものであった<sup>11)</sup>。1950年にはこども銀行関係の教師、親金融機関が東京に集まり、文部省、日本銀行、金融団体等の協力を得てこども銀行指導者研究協議会を開催した。また1966年に運営要領が定められ、1968年にはこども銀行が全国小中学校37千校のうち約20千校と過半を占めるに至った。積極的に活動をしている学校には、優良こども銀行として表彰する制度があり、創設20年後の1968年には、優良こども銀行119行が特別表彰を受けた。

第4に、地方における貯蓄運動が活発化していた。第2次大戦後、政府は地方公共団体等を通じた自主的貯蓄運動を展開するよう呼びかけ、これを受けて、全国各地で独自の運動を展開する動きが高まった。1950年には都道府県を単位とする地方貯蓄推進委員会が組織された。また、貯蓄増強中央委員会創設後は同委員会が都道府県の貯蓄推進委員会と相互に緊密な連絡を保ち、全国統一された歩調で運動を実施する体制がとられた。そして、1958年には各地方貯蓄推進委員会が中心となり、貯蓄推進委員が1県当たり約30名、貯蓄運動のモデルとしての貯蓄実践地区が全国で132地区設けられた。また、1969年に地方自治法が改正され、同法第2条に貯蓄奨励事務は地方公共団体の責務と明記された。このようにして都道府県、大蔵省財務局、日本銀行の三位一体による運動は体制が強化された。県でも市町村幹部・担当者との協議会を積極的に開催し、地域における貯蓄運動は大きく浸透した。1960年代半以降の委員会の総会議題をみると、実践地区の少なさや大都市消費者向け運動が項目としてあがっており、むしろ都市での貯蓄活動の活性化が課題になっていた。

第5に、広告面も多様化された。1952年に貯蓄の日(10月17日)を制定したほか、従来は「独立の基礎は貯蓄で」、「1日10円貯蓄」の呼びかけや、機関紙「貯蓄ニュース」の創刊(1955年)に止まったが、1960年代に入ると、座談会、講演会が増えたほか、新聞・雑誌への記事広告、標語などの掲載や、テレビの普及を意識して定例番組化(1965年の民放テレビ「奥さま広場」で週1回15分等)などTVが有力な啓蒙手段となった。

11) 郵便局職員が小学校に出張し金融業務を体験させた。

(図表5) 家計の貯蓄規模と貯蓄率の推移 (2) 1953年～1988年

| 年    | 預貯金総額／GNP | 貯蓄率   |
|------|-----------|-------|
| 1953 | 52.5%     | 17.5% |
| 1955 | 62.7%     | 11.9% |
| 1960 | 93.0%     | 14.5% |
| 1965 | 83.1%     | 15.8% |
| 1970 | 97.9%     | 17.7% |
| 1975 | 120.3%    | 22.8% |
| 1980 | 143.2%    | 17.7% |
| 1985 | 165.9%    | 16.2% |
| 1988 | 210.2%    | 14.2% |

(出展) 内閣府 HP (国民経済計算) より試算 (1952年～1960年)  
日本銀行資金循環表及び内閣府 HP より試算 (1965年～1988年)

この時期の家計の貯蓄額の推移<sup>12)</sup> をみると、第2次大戦直後、インフレーションの中で1946年に新円切り替えが施行されたほか、保有資産が10万円以上(3月1日時点)の個人を対象として25%から90%の財産税が課税されたこともあって、貯蓄額は大きく減少、経済規模の半分程度となった。その後は所得の伸びが消費の伸びを上回ったため、家計総貯蓄は一貫して着実に増加を続けた。この結果、貯蓄総額は1970年代に入ると経済規模を越え、バブル期には経済規模の2倍超にまで達している(図表5)。また、家計の貯蓄率をみても、期中を通じて10%台半ばと高水準で推移しており、特に1973～1978年は20%を越えた。

### (3) バブル期以降の金融広報期

貯蓄増強中央委員会は1988年に貯蓄広報中央委員会に、そして2001年に現在の金融広報中央委員会に名称が改められた<sup>13)</sup>。組織は委員41名(金融団体、経済団体、報道機関、消費者団体等の代表者、学識経験者、日本銀行副総裁)、参与9名(関係省庁局長クラス)、顧問2名(金融庁長官、日本銀行総裁)で構成され、規模が拡大した。会長は委員の中から選任され、事務局は引き続き

12) 戦後の家計総貯蓄データは資金循環統計を用いている。

13) 木村太郎は名称変更の理由について、知るポルト HP「金融広報中央委員会への名称変更について」(2001年)で、かつての貯蓄増強運動から貯蓄を含む金融全般に関する知識や情報の提供を中心とした広報活動になってきているためと説明している。

日本銀行（情報サービス局）内に設置されている。そして、「金融経済情報の提供」と「金融経済学習の支援」の2つを柱とした金融に関する情報普及活動を通じ、健全で合理的な家計運営を支援している。一方、民間サイドでも、金融関係団体、個別金融機関が広範に亘って様々な金融広報活動を行っている。

この時期の特徴は、第1に中核となる委員会の名称が示すとおり、目的がこれまでの貯蓄を増強する運動から、貯蓄を含む金融全般に関する知識や情報の提供を中心とした広報活動に重点が移った点にある。金融広報委員会の活動内容をみると<sup>14)</sup>、「金融自由化の進展に伴って金融資産運用の選択の幅が広がる中、求められる自己責任を果たしつつ的確な選択を行っていくために、多様な金融商品・サービスの内容や金融商品の保護に関する諸制度等について、正しい知識を身につけることが大切である」、「中長期的な生活設計と資金計画等を合理的に策定するためには、税金や年金および各種の保険・給付の制度等についての知識も欠かせない」と明記されている。また、中長期的な生活設計と資金計画等を合理的に策定するためには、税金や年金および各種の保険・給付の制度等についての知識も欠かせず、さらに多重債務問題に関連する取り立てトラブル、「振り込め詐欺」をはじめとする金融犯罪対応等についても多くの情報・資料を提供している<sup>15)</sup>。

第2に、政府は国民にリスク商品を含めた保有金融資産の多様化を呼びかけている。わが国の個人金融資産残高は1,700兆円を越えて世界第2位の水準にあるが、現預金資産の比率が過半を占め、海外諸国と比較して極めて高くなっている。このため、1998年に銀行窓口で、2005年には郵便局での投資信託の販売を解禁したほか、株式の売買手数料の自由化などの規制緩和を進めた。また、2003年からは証券優遇税制が施行され、小泉首相も施政方針演説で、「『貯蓄から投資へ』の流れを加速する」と言及した。そして、2014年にNISA、2年後にはジュニアNISA<sup>16)</sup>を導入して税制優遇を行うなど、リスク性資産への

---

14) 金融広報中央委員会 HP 参照。委員会は毎年度、活動実績と翌年度の活動方針をまとめ公表している。

15) 例えば銀行、証券会社、保険会社などの金融機関が取扱う主な金融商品の特徴等について、専門家、金融機関の協力の下、中立・公正な立場から基本的な情報を中心に解説した資料として1972年に「貯蓄百科」（現「商品なんでも百科」）を刊行した。

16) 未成年（0～19歳）を対象に年間80万円分の非課税投資枠から得られた譲渡益、分配金・配当金に対して、税金が非課税とする制度。ただし、口座名義人が18歳になるまでは口座に預けられた資産を原則引き出し出来ない。

投資を推進する方策を継続的に講じている。こうした中で証券会社中心にリスクに関連した広報活動が活発化している。

第3に、教育については、金融広報中央委員会、経済団体や各金融機関が児童・幼児それぞれの発達段階に応じて、現在および将来の生活を支え得る金融・経済に関する正しい知識の習得や金銭や物に関する健全な価値観の養成を目的とした金融教育および金銭教育を、文部科学省や各地教育委員会などの協力を得て実施している。そして、地域や学校等における講座、講習会、セミナーなどの開催、金融学習特別推進地区、金融学習グループでの学習活動、金融教育研究校、金銭教育研究校、金融教育研究グループでの教育・研究、学校等の教育現場や家庭での学習・指導に活用できる教材、資料、実践事例集、ビデオ等の作成・配布を行なっている。一方で、こども銀行については、2007年、貯めるだけの金融教育は時代にそぐわず、役割を終えたとして、すべてのこども銀行を閉局・廃止した。

第4に、広報活動は金融広報中央委員会や各地委員会を中核として、業界、消費者団体、地方公共団体、関係省庁等が参加する貯蓄広報中央委員会・都道府県貯蓄広報委員会のネットワークを活用し、金融広報や消費者教育を業界横断的、草の根的な活動を展開している。47都道府県にある地方の「金融広報委員会」は主に府県知事を会長として、府県庁、日本銀行支店、財務局、県内金融機関などによって構成されている。主な事務局は各県庁内または日本銀行支店内にある。そして、インターネットによる金融経済情報の提供、テレビ、新聞等マスメディアを活用した広報、ビデオ・各種刊行物・資料の作成、講演会・シンポジウム開催等くらしに役立つ金融経済情報を提供している。また、消費者が確かな選択眼を養い判断力を高めることができるよう、様々な学習機会や教材等を提供し、生徒、児童、幼児それぞれの発達段階に応じて、金融・経済に関する正しい知識の習得や金銭や物に対する健全な価値観の養成を目的とした金融教育及び金銭教育を、文部科学省や教育委員会などの協力を得て実施している。

この時期の家計の貯蓄規模の推移をみると、引続き緩やかではあるが着実に増加傾向を維持しており、2016年には経済規模の3.4倍に達している（図表6）。一方、貯蓄率は、21世紀に入ると1桁台に低下し、2005年以降は数%と低位になっている<sup>17)</sup>。世界の水準からみても、わが国の家計貯蓄率は、低い部

17) 2014年の貯蓄率（内閣府）はマイナス（-0.8%）となった。

金融リテラシーの考察 (1)

(図表6) 家計の貯蓄規模と貯蓄率の推移 (3) 1988年～2016年

| 年    | 預貯金総額／GNP | 家計貯蓄率 |
|------|-----------|-------|
| 1988 | 210.2%    | 14.2% |
| 1900 | 215.0%    | 13.5% |
| 1995 | 244.5%    | 12.6% |
| 2000 | 267.5%    | 8.7%  |
| 2005 | 308.9%    | 1.4%  |
| 2010 | 310.2%    | 2.0%  |
| 2015 | 336.4%    | 0.3%  |
| 2016 | 337.8%    | n.a   |

(出展) 内閣府 HP より試算 (1952年～1960年)  
資金循環表及び内閣府 HP より試算 (1965年～1988年)  
内閣府「国民経済計算年報」、総務省「家計調査」

(図表7) 家計資産残高構成比 (年末, %)

|          | 1988  | 2000  | 2010  | 2016  |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 金融資産計    | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 現金・預金    | 52.6  | 53.9  | 53.8  | 51.5  |
| 債務証券     | 4.8   | 3.4   | 2.5   | 1.4   |
| 投資信託     | 4.9   | 2.4   | 3.9   | 5.4   |
| 株式等      | 12.6  | 8.6   | 6.6   | 10.0  |
| 保険・年金・保証 | 18.6  | 26.7  | 30.1  | 28.8  |
| その他      | 6.5   | 5.0   | 3.1   | 2.9   |

(出展) 資金循環統計

類に入っている。この間、家計の資産内容をみると、預貯金が過半を占める状況に変化がなく、多様化は余り進んでいないと判断できる (図表7)。

以上みたように、明治以降の貯蓄運動は時代の経済の変化に対応しながら徐々に変化した。そうした中で貯蓄額も着実に増え、経済規模の3倍を越す水準になっている。

## 2. 現在の国内外の金融広報活動

本章では現在の金融広報活動について纏める。まず、金融庁、文部科学省、の政府機関や日本銀行、金融広報中央委員会といった公的機関の活動、次に、

金融機関や NPO 等民間の取り組みを整理する。さらに、海外における金融広報活動を概観する。

### (1) 政府・公的機関の取り組み

政府の金融広報への取り組みは小泉政権期に積極化している。すなわち「基本方針 2006 年」の中で、成長力強化に係る金融の革新に伴い、国民一人一人への金融経済教育の充実を図ることを戦略の目的に据えた。また、アベノミクスでも日本経済再生に向けた緊急経済対策のひとつとして繰り返し金融リテラシーの重要性が主張されている。2014 年の日本再興戦略では「豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立」が掲げられ、金融経済教育の充実について言及している。金融庁ではこれを受けて、2015 年度・16 年度の金融行政方針の中で、重点的に取り組む施策のひとつに金融リテラシーの向上を明示した。このように、政府は日本銀行、金融庁、文部科学省や金融広報中央委員会など関係省庁と連携して、様々な取り組みを行っている。

具体的にみると、活動の中核となっている金融広報中央委員会では、中立・公正な立場から、主に①金融教育プログラムの提供など金融教育の支援、②ウェブ上や刊行物による金融情報の提供、③講演会・セミナー等のイベント開催に取り組んでいる。

このうち、①については、まず、高等学校以下の学校における金融教育支援の強化に乗り出し、文部科学省、金融庁等と協力して 2007 年に「金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—」を刊行した。また、サブプライム問題の発生を契機に健全な金融システムの維持には規制のみならず利用者が金融について必要な知識を身に付け、適切に行動する重要性が認識され、委員会に有識者並びに関係省庁（金融庁、消費者庁、文部科学省）及び金融関係団体（全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本 FP 協会、日本取引所グループ、運営管理機関連絡協議会）の代表者から構成される金融経済教育推進会議<sup>18)</sup>を設置、その成果として 2014 年、金融リテラシー・マップを作成・公表した。本マップは、研究会報告書において示された 4 分野 15 項目の「最低限身に付けるべき金融リテラシー」について年齢層別に体系的かつ具体的に示している。また、学校

18) 同委員会は前身として前年に今後の金融経済教育のあり方について検討する金融庁金融経済教育研究会が設置されていた。

の授業で使える教材や関連するデータ・情報を数多く提供しているほか、金融・金銭教育研究校金融教育に取り組む学校に「金融・金銭教育研究校」を委嘱<sup>19)</sup>、教育研究費の助成や講師派遣等の支援、金融教育の基本的な手引書『金融教育プログラム』など、学校段階に応じた教材とその指導書を無償で提供している。

②のウェブ上の金融情報の提供については、金融教育の指導者向け、金融知識を習得したい学生や社会人向けに分けて、有益な情報を中立・公正な立場から数多く提供している。後者については教育資金、住宅資金、老後資金など、ライフイベントに応じて知りたい金融情報を簡単に入手でき、テレビ・新聞・雑誌などで気になった言葉も検索で知識を身に付けることができる。広報誌については、「くらし塾きんゆう塾」を年4回発行、著名人のインタビューや家計管理・生活設計のポイント解説、学校での金融教育の実践事例などが掲載されている。さらに、パンフレットも大学生、新成人、社会人、ファミリー向けなど年齢・ニーズに応じて無償で提供されている。一方で投資に関しては証券業協会などのサイトへのリンクで対応している。

③のイベント等については、金融教育の指導者向けに学校での出前授業を無料で提供している。また、社会人・高齢者に対しても金融の専門知識を持つ金融広報アドバイザー（全国で473名<2016年度>）を派遣するなど、関係団体との協力体制を構築しながら、金融広報活動を地道に行っている。さらに金融教育に関する小論文・実践報告コンクールや全国各地での様々な催しを行っている。

一方、文部科学省では、金融経済教育に関して3つの取り組みを行なっている。まず、学校教育においては、小・中・高等学校の社会科・公民科、家庭科などの教科を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費者教育・金融経済教育に関する内容を指導している。次に、社会教育における取組については、大学等及び社会教育における消費者教育指針を作成しているほか、親子用の教材や実践に当たっての手引き、地域における消費者教育実践のヒント集を作成している。第3に、消費者担当部局との連携、消費者教育フェスタの開催、消費者教育アドバイザーの組織化・派遣、社会教育の仕組みや取組を活用した実証的調査研究等を通じて、地域における多様な主体の連携・協働による効果的な体制づくりを進める事業を実施している。

---

19) 2017年度は47都道府県合わせて全国102校になっている。

## (2) 民間での取り組み

銀行業界、証券業界など民間金融機関でも様々な形で金融広報の取り組みが行われている。従来は、証券業界での経済教育や投資教育への取り組みが目立っていたが、最近ではメガバンクのほか、地方銀行や信用金庫など地域金融機関においても金融教育への取り組みが広がっており、各金融機関がセミナー等を積極的に行っている。

具体的にみると、まず金融経済団体では、日本証券業協会が事務局を務める「金融経済教育を推進する研究会」（2013年設立）が全国の中学校・高等学校を対象とした金融経済教育に関する授業の現状や教員の意識調査、海外における金融経済教育の取り組み事例の調査・研究など、様々な取り組みを行っている。そして、「中学校・高等学校における金融経済教育のさらなる拡充に向けた要望書」を提出したほか、大学生の金融リテラシー向上を目指したベストプラクティスの策定に向けて、大学で行われている金融リテラシー教育の講義などの先進事例について取材し、「金融リテラシー教育全国10大学の実践事例集」として公表した。

日本取引所グループ（Japan Exchange Group、以下JPX）では、マーケットニュースや上場会社、株式・REIT・先物・オプションなどの商品、規則等に関する情報を提供している。具体的には、小学校から大学までの授業支援に加えて、JPXアカデミーとして、株式からデリバティブ商品に至る投資商品の説明、経済動向や最新経済理論など、証券投資に必要とされる様々な情報を中立的な立場から提供している（2016年度受講数は延べ8,500名超）。

全国銀行協会では事務局内に「金融リテラシー推進室」を設置（2014年）、銀行の役割、銀行の商品やサービス、ローンやクレジットを利用する場合の留意点などをわかりやすく解説したWEBコンテンツ・パンフレット・ビデオ・CD-ROMなどの教材を作成し、無料で提供している<sup>20)</sup>。また、現役の学校教員監修のもと、小学生・中学生・高校生向け教材を作成し、学校の授業や企業研修、地域セミナーなどで活用されている。さらに、教材を活用した授業を体験できる教育者向けのセミナー・研修会などに講師を派遣して行うデモ授業、学校や一般消費者を対象としたセミナーなどに講師を派遣する「どこでも出張講座」を無償で実施している。2010年からスタートした「金融経済教育研究指定校制度」では、指定校を募り、教材・教育プログラムの提供等で支援して

20) 協会ホームページに「ぎんこう寺子屋」を設置している。



いる。

個別の金融機関でも、銀行・証券・保険などで活動内容はさまざまであるが、インターンシップ・企業見学受け入れ、イベント、大学における寄付講座開設や小中学校、高校への講師派遣、テキスト開発など、金融経済教育に多角的に取り組んでいる事例が多くみられる。そして地域の実情に応じて独自のプログラムを作成するなど取り組みが強化されている。こうした活動を実施する理由としては、①主として学生に対して正しい金融教育を習得してもらうこと、②地域との関係を深めること、③長期・継続的に行うことによる銀行業務・役割への理解を高める効果やイメージアップ効果による将来の取引の可能性を期待しているとの指摘があった<sup>21)</sup>。

新聞社と金融機関共催の取り組みとしては、野村ホールディングスと日本経済新聞社で運営されている金融経済教育サイト「man@bow (まなぼう)」がある。小・中学生から大人まで、幅広い世代を対象として2001年より開始されている。プログラムとしては、経済・テクノロジーの分野で東京2020公認プログラムの認定を受け、無償での出張授業を行っているほか、日経 STOCK リーグ、日経未来投資プログラム22など株式など投資体験型のコンテンツを行っている。参加者は2017年までの16年間累計で70万人を越えている(2017年、図表8)。

金融経済教育を行っている NPO 法人には、設立順に、①日本ファイナンシャル・プランナーズ協会(1987年)、②証券学習協会(1999年)、③金融知力普及協会(2002年設立)、④日本経済学教育協会(2003年)、⑤経済知力フォーラム(2004年)がある<sup>23)</sup>。

図表8 プログラム実施状況(2017年3月現在)

| 名 称                | 開始時期  | 回数        | 参加人数   |
|--------------------|-------|-----------|--------|
| 日経 STOCK リーグ       | 2000年 | 26,118チーム | 10.4万人 |
| 大学向け金融教育講座         | 2001年 | 1,758校    | 22.8万人 |
| 社会人向け金融学習講座        | 2003年 | 7,850回    | 39.2万人 |
| 出張授業(小中高校, 大学, 教員) | 2008年 | 1,066件    | 4.3万人  |

出典) Nomura レポート2017

21) 全国銀行協会 [2008] 参照。

22) Web サイト上で1年間120万円の仮想資金をもとに投資し、投資に必要な基礎的な知識、考え方を学んでいる。

23) 金融広報中央委員会 HP の掲載先による。

日本ファイナンシャル・プランナーズ協会は、①広く一般市民に向けてファイナンシャル・プランニングの啓発と普及を図る、②金融教育を推進する、③ファイナンシャル・プランニングの担い手（専門家）であるファイナンシャル・プランナーを養成・認証するとの3つを目標<sup>24)</sup>に掲げ、ファイナンシャル・プランニングの啓発、無料セミナーの開催、会員向けイベントの開催などさまざまな活動を行っている。個人会員数は約20万人（2017年）、資格認定者数は十分な基礎知識を持ち、相談者に適切なアドバイスや提案ができるファイナンシャルプランナー技能を習得した者に与えられるAFP（AFFILIATED FINANCIAL PLANNER）資格保持者が15万人、さらに世界で認められた共通水準のファイナンシャル・プランニング・サービスを提供できる上級資格者CFP（CERTIFIED FINANCIAL PLANNER）保持者が約千人となっている（2017年）。また、法人役員は金融業界の役員、経済学者が多くなっている。

### （3）世界的な取り組み

経済協力開発機構（以下 OECD）は、2002年に「金融教育プロジェクト」を開始、2008年には金融教育についての情報共有・分析等を行う組織として「金融教育に関する国際ネットワーク International Network on Financial Education: INFE」を結成した。そして、2012年「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」を発表、金融リテラシーの低さが社会全体、金融市場および家計にもたらす潜在的なコストと負の拡散効果をもたらすと主張した<sup>25)</sup>。

また、OECDでは2000年から3年ごとに15歳児を対象に「学習到達度調査 (Programme for International Student Assessment: PISA<sup>26)</sup>)」を実施しているが、第5回2012年調査以降は、金融リテラシーを調査対象に含めた。その内容は「消費者および投資家の金融に関する認識、自信、知識、理解の向上から、金融に関する賢い意思決定にまで及びうる」とした。但し、本調査への参加国は限られており、米国、オランダやオーストラリアなどOECD加盟13か国、中国（上海）やロシアなど非加盟の5か国、計18か国となっており、わが国は

24) 協会ホームページによる。

25) OECD/INFE「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」参照。

26) 2015年調査では72か国・地域（OECD加盟35か国、非加盟37か国・地域）、約54万人の生徒を対象に調査している。日本は科学的リテラシー、読解力、数学的リテラシーの3分野についての調査には参加しているが、金融リテラシー調査には参加していない。

参加していない（参加生徒数は約3万人）。

2015年における調査結果の概要は以下のとおりである。

- ① 成績上位5か国・地域は、中国（上海）、ベルギー（フラマン語圏）、エストニア、オーストラリア、ニュージーランドの順である。
- ② 金融リテラシーにおける男女差は読解力と数学の場合よりも遙かに小さい。
- ③ 社会経済的に恵まれた状況にある生徒の成績は、そうでない生徒に比べて良い。非移民の生徒は、移民の生徒よりも良い成績を得ていた。
- ④ 「私は複雑な問題を解くのが好き」と解答した生徒は、良い成績を得ている。

また、参加した OECD 諸国の生徒については、①64% が何らかの活動により金銭を稼いでいた（放課後の労働等）、②約6割の生徒が給付やお小遣いを得ていた、③56% の生徒が銀行口座を保有、生徒の3人にほぼ2人は口座を管理する技能を持たず、銀行取引明細書を理解できていない、ことが同時に明らかとなった。こうした結果を受けて、アンヘル・グリア OECD 事務総長は PISA 2015 Results (Volume IV) Students' Financial Literacy の発表で「今日の若者は、急速な社会経済の変化、デジタル化、テクノロジーの変化などにより、以前よりも難しいお金に関する選択を迫られ、より不安定な経済見通しと雇用見通しに直面している。しかし、彼らは自分の財政的な暮らし良さに影響を及ぼす事柄について、情報に基づいた決定を下すために必要な教育も訓練も受けておらず、ツールも持っていない場合が多い。そのため、金融リテラシーという生活技能を改善する手助けをするために、我々が国際的な取り組みを強化することは、これまで以上に重要である」と主張している。

### 3. 金融リテラシー研究

本章では金融リテラシーに関するアンケート調査と先行研究をサーベイする。

#### (1) 金融知識に関するアンケート調査

わが国では家計の貯蓄額や金融行動に関して数多くのアンケート調査が行わ

(図表9) 主なアンケート調査

| 名 称   | 家計の金融行動に関する世論調査 | 金融に関する消費者アンケート調査 | 金融リテラシー*  | トピック調査  | くらしの好みと満足度      |
|-------|-----------------|------------------|-----------|---------|-----------------|
| 実施主体  | 金融広報中央委員会       | 金融広報中央委員会        | 金融広報中央委員会 | 日本証券業協会 | 大阪大学            |
| 調査開始  | 1953年           | 2001年            | 2011年     | 2001年   | 2003年           |
| 頻 度   | 毎年              | 不定期<br>3回        | 不定期<br>2回 | 不定期     | 毎年<br>(2013年終了) |
| 標 本 数 | 約8,000          | 4,000            | 25,000    | 約400    | 4,341           |
| 調査方式  | 訪問, 郵送          | 訪問留置法と<br>郵送     | インターネット   | インターネット | パネル調査           |
| 設 問 数 | 35              | 19               | 53        | 調査による   | 55              |

\* 2011年は金融力調査

(出典) 金融広報中央委員会, 日本証券業協会, 大阪大学

れている(図表9)。

主なものをみると、金融広報中央委員会が大きく4つの調査を行っている。まず、①1953年、金融分野での初めてのアンケート調査として、一般家庭の貯蓄の実態および貯蓄に対する考え方を把握するために「貯蓄に関する世論調査」を実施した。本調査は毎年実施されているが、調査名や調査対象、調査手法、質問項目の内容について頻繁に改訂が行われている<sup>27)</sup>。現在の調査名は「家計の金融行動に関する世論調査」で、二人以上の8,000世帯(回収は4,000世帯弱)、単身世帯は2,500世帯を対象としている。設問数は35に亘り、例えば家計が保有する金融資産額、貯蓄の目的、金融商品や金融機関を選択する際に重視する項目(元本保証等)、老後の生活や年金・遺産の考え方などユニークな内容である。

また、②2001年以降「金融に関する消費者アンケート調査」も実施している。本調査は今後の金融に関する広報活動や消費者教育活動の参考とすることを目的として、成人を対象に金融全般に関する知識水準や金融教育、金融知識普及に関する見方等を尋ねるもので、これまで3回調査されている(直近調査は2008年)。設問数は19で、金融・経済の仕組み、金融商品、投資に伴う各

27) 本調査は1992年から「貯蓄と消費に関する世論調査」、2001年から「家計の金融資産に関する世論調査」、2007年から「家計の金融行動に関する世論調査」と、名前を改めて続けられている。

種リスクなど金融に関する知識、金融情報に関する希望や活用方法、金融トラブル経験、学校教育や金融広報中央委員会に期待するものなどがある。

次に、③金融リテラシー調査として、2012年18歳以上の個人のお金や金融に関する知識や行動の特色を把握するために、金融力調査を行った。その後2016年には「金融リテラシー・マップ」の体系を踏まえ金融リテラシー調査を実施した。本調査では年代や性別など都道府県別の人口構成を反映させた全国25,000人を対象に、「金融リテラシー・マップ」の8分野について、「金融知識・判断力」に関する正誤問題と「行動特性・考え方等」に関する問題とを組み合わせた設問26問に加え、「緊急時に備えた生活費の確保」といった行動特性や考え方を測る27の項目で調査を実施している。また、約半数の設問は米国FINRA（金融業界監督機構）やOECDなど海外機関による同種調査と比較できるように設計された。

このほか、④学校におけるお金や金融経済に関する教育（金融教育）の支援活動の参考とするため、全国の小学生・中学生・高校生を対象として「子どものくらしとお金に関する調査」も実施、児童・生徒のお金にまつわる日常生活（お小遣い・お年玉・携帯電話・インターネットなど）、お金に関する意識や金融経済に関する基本的な知識などを無記名のアンケート方式により実施している（直近は2015年、全国290校50,149名参加）。

業界団体ではその時々テーマに関するアンケート調査を実施している。例えば、全国銀行協会は2015年「銀行による保険窓販に関する消費者アンケート」（標本数10万）、日本証券業協会はHP閲覧者や会員向けに「親しみやすい証券投資の実現に向けたキャンペーン」（2001年）、「ソーシャルメディアの利用」などをテーマにアンケート調査を行っている。さらに、生命保険文化センターも生活設計に関して「生活保障に関する調査」を1987年以降行っている。

大阪大学では2003年から2013年に亘って全国に居住する20～69歳の男女に対し、年齢・収入といった基本属性に加え、金融資産の保有状況やリスク態度など、家計の金融行動や行動を規定する様々な特性を尋ねたアンケート調査を行い、時間選好率、危険回避度、習慣形成、外部性の効用関数に関する4つのパラメータの大きさを明らかにすることを主たる目的としている。

このほか、民間企業では日経リサーチ社の「金融総合定点調査金融RADAR」がある。本調査は1983年に「日経NEEDS-RADAR金融行動調査」として始

まり、毎年都圏 40km 圏在住の 20～74 歳男女個人約 2,600 名を対象に継続して実施されている。設問は金融機関や貯蓄・投資商品に対する考え方から金融商品ごとの取引金融機関や各金融商品の取引残高といった実態のデータまで詳細に及び、約 300 項目と数が多いのも特徴である。

## (2) 先行研究

第 1 章でみたように、1980 年代まで金融は貯蓄を増やす点に重点が置かれていた。従って、金融広報やその影響など金融リテラシーに関する研究は、金融自由化が進展する 1980 年代後半以降に始まり、わが国の金融システムを巡る環境が大きく変わった 1996 年日本版ビッグバン、2005 年ペイオフや 2008 年リーマンショック後など、イベント毎に個人の金融力が学術的にも注目されはじめ、研究業績が残されている。内容の点で分類すると、①金融教育の必要性や方法を示唆する研究、②金融教育プログラムに関する具体的な提案、③金融教育先進国での実態及び日本と国際比較する研究、④金融知識差の世代・地域差や金融知識の取得が金融資産運用や借入行動に及ぼす影響、の 4 つに整理できる。以下ではそれぞれについてやや詳しく紹介する。

金融リテラシーに関する初期の研究の多くは、①金融リテラシーの必要性や方法を示唆するもので、1990 年代末以降、数多く報告された。例えば、重頭 [1998] は、日本版ビッグバンによって金融自由化が進み、個人が意思決定を能動的に行うに足る金融リテラシーの習得がこれまで以上に必要になったこと、ビッグバンの認知度や期待感は貯蓄・投資残高が大きい世帯ほど積極的であるが、金融商品の選択肢が広がったことにより適切な商品の選択に不安感を持っており、金融リテラシーを身につける必要があること、英国ではビッグバンと同時に金融サービス法で個人投資家保護の枠組みが策定されおり、わが国も自由化の推進と同時に預金者保護の制度整備などセーフティーネットの必要性があること、を主張した<sup>28)</sup>。2008 年のリーマンショックとその後の金融危機を経て、多くの先進国で中間層や低所得層の生活維持・発展の観点から金融教育の重要性が改めて認識され、OECD 等で国際的な課題として取り込まれるようになった。こうした中で、伊藤 [2012] では、金融教育は従来、知識の習得に焦点が据えられてきたが、金融行動に視点を当るべきと主張、英国が金融教育を行う上で重視しているように、金融行動と同時に社会的視野と責任ある金

28) 赤峰 [2000]、楠本 [2002] なども同様の主張を行っている。

融行動を志向する「金融ケイパビリティ」を参考にすべきと主張した。

わが国では戦後、貯蓄教育や消費者教育として市民に向けた金融教育が長く行われてきた。そして2000年に入ると、②金融教育の方法に関して具体的な提案が多くみられた。例えば、山根 [2006] は、金融教育において必要な基礎的経済概念として、(1)希少性、選択、機会費用、(2)費用と便益、(3)供給、需要、価格、競争、(4)インフレーションとデフレーション、(5)為替相場、(6)税および税額控除、(7)安全性、流動性、収益性、トレード・オフ、(8)リスクとリターン、(9)利率と利回りを挙げた。こうした中、金融広報中央委員会、金融審議会では2007年に「金融教育プログラム」が刊行された。本プログラムは、年齢層別の金融教育内容として、小学校低学年から高校生まで五つの年齢層別に金融教育として教えるべき内容を具体的に示した。学校教育における金融教育の狙いや目標、多くの具体的な授業案も収録され、学校で金融教育を行う際の基本的な資料として教育現場で活用されている。また、2014年に公表した「金融リテラシー・マップ」では、金融教育プログラムに含まれていなかった大学生、社会人・高齢者も包括し、大学生以上の年齢層に対して、金融教育の具体的な学習項目を示した。

次に、③の金融教育先進国における教育と日本への示唆については、数多くの研究がある。まず、先進国の研究としては、福原 [2008] は米国消費者の金融リテラシー不足が2007年以降のサブプライム問題拡大の一因となるなど、金融イノベーションの進展に伴い、金融教育に対するニーズが高まりつつあることを米国の事例紹介を通じて明らかにするとともに、金融教育活動がマクロ経済の動向や金融政策運営とも関連していることを指摘した。また、福原 [2010] は英米両国に共通する金融教育の課題を整理するとともに、英国の他国に先駆けた金融教育手法の導入や、各種の教育活動の展開について説明している。野村総合研究所 [2017] は英国民に金融情報、アドバイスを提供する機関マネー・アドバイス・サービス (the Money Advice Service: MAS) の特徴を調べ、民間で提供可能な金融アドバイスや金融教育は外部機関に委ねる一方、公的機関はそれらへの支援や民間機関等が提供しない分野の穴埋めをするという役割分担ができてきている点を指摘した。

伊藤ほか [2017] は金融行動に関する日米アンケート調査を用いて家計の資産選択行動を考察し、今後、わが国家計の投資環境を整えていく上では、市場のリスク・リターンの関係の改善や将来不安の緩和に加えて、家計の資産選択

を巡る制度の一層の充実や金融教育の普及を図っていくことが重要であることを示唆している。また、小山内他 [2014]、観音寺 [2017] では、日米の金融教育を比較した上で、金融リテラシーの概念の明確化や金融教育の全体像を描く必要性を指摘した。EY 総合研究所 [2016] でも先進国の取り組みを調査したうえで、海外では金融教育政策当局のイニシアチブのもとで様々な団体が積極的に活動しており、日本でも国を挙げて官民一体で金融リテラシーを行うべきと提言している。さらに、Yoshino [2017] では欧州（英国、ドイツ）と東南アジア（インド、インドネシア等）における金融リテラシーを含めた financial inclusiveness の視点で分析している。

④金融リテラシーの実態や効果に関する研究については、金融知識に関する地域・世代別の実態、金融知識の習得が家計の金融資産選択や借入行動に及ぼす影響、行動経済学の知見を活用した分析等がある。

家森 [2014] では、金融知識の指標として、金融経済教育研究会「最低限身につけるべき金融リテラシー」や預金保険制度の認知率を用いて、金融行動が地域や世代によってどう異なるか分析した。その結果、学校教育から金融知識を得ている割合はどの地域でも低いこと、金融知識の伝達において大きな役割を果たしていない情報伝達主体の問題や中立公正な団体や金融の専門家から情報を得ている家計は関東で多く、国内でも地域によって金融知識の伝達に差が生じている、と主張している。また、森 [2017] でもリスク資産の保有は3大都市圏や富山、広島、香川など一部地方で比較的高い、教育水準や就業構造、富裕層比率、年齢などの違いが家計のリスク資産保有の地域差を生み出している、金融リテラシーと家計リスク資産保有行動に有意な関係がないことを統計的に示した。

村上他 [2004] は大学生を被験者として、金融商品知識、一般的な金融知識、より高度な金融知識（例えばポートフォリオ理論の初歩）を学ぶごとにポートフォリオの選択を行ったゲームで取得したデータをもとに分析、金融商品に関する知識を得るとリスク資産への投資が増える傾向があり、分散投資について学ぶとポートフォリオの効率性が高まる傾向があるが、全体として金融に関する知識の習得によって金融資産の保有の状況が大きく変化するわけではない、との結果を示した。また、家森・上山 [2015] は住宅ローンを利用して中古住宅を購入した612人にアンケート調査を行い、金融リテラシーが高い人（客観尺度および主観尺度のいずれに関しても）ほど住宅ローンを利用する際により



多くの金融機関を比較していることを示し、金融リテラシーを高めることが実際に人々の行動を望ましい方向に変化させると主張した。また、馮譚外 [2017] では、自信過剰と金融知識は株式や投資信託など様々な資産を保有する確率を上昇させる一方、時間割引率と自信過少はその確率を低下させること、保有金融資産数に対する行動経済学的要因の影響を分析した結果、金融に関する知識及び自信過剰は保有する資産の種類を有意に増加させるのに対し、自信過少と時間割引率は保有する資産の種類を有意に少なくさせると主張した。

行動経済学の視点では、馮譚 [2017] は行動経済学的要因が銀行預金や株式といった個別の資産保有行動に与える影響を考察し、自信過剰と金融知識は株式や投資信託など様々な資産を保有する確率を上昇させる一方、時間割引率と自信過少はその確率を低下させること、また保有する資産の種類を有意に増加させることを示した。

以上の先行研究の結果を整理すると、金融教育は一定の効果がみられ、貯蓄率を上昇させ、ポートフォリオの効率性を高めることが期待される。しかし、日本の金融教育は先進国に比べて弱く、金融マップを参考に金融教育を広める必要があること、そして知識習得だけでなく行動を伴う必要があること、が示唆されよう。

#### 4. 金融リテラシー向上に向けたわが国の課題

近年、金融商品・サービスが近年高度化・複雑化しながら目まぐるしくかつ急速に進展している中で、第2章で見たようにわが国では官民ともに金融広報活動に積極的に取り組んでいる。しかし、国民の金融知識の向上は必ずしも期待される成果を挙げておらず、金融知識は世界的にみても低位にある。金融リテラシー調査によれば、金融・経済の基礎、保険、ローン・クレジット、資産形成に関する正答率は約5割に止まった。また、米国と共通の正誤問題について比較すると、わが国の正答率は米国を10%下回っていた。

そこで、本章ではわが国における金融広報活動の課題について、金融広報委員会の活動方針・官民の各種アンケート調査、金融庁の政策評価や先行研究など前述の議論を考察しながら整理する。具体的には、以下の4点が指摘できる。

(1) 各年齢層・地域に応じた実践的な金融広報・教育の実施

まず、金融広報・教育活動については、これを求めるニーズに応じて、各年齢層・地域の重点課題を念頭に置きつつ、より実践的な金融教育等を広範に実施していくことに注力すべきである。

現状は金融教育を求める声と実績との間に大きなギャップがある。金融リテラシー調査によると、家計管理や生活設計についての授業などの「金融教育」について、「行すべき」との意見が6割を越えるが、実際に受けたことのあるとの回答は1割以下に止まっている（図表10）。第2章でみたように、学校教育においては児童・生徒の発達段階に応じて小学校から高校にかけて金融教育を実施している。しかし学校での教育経験が国民の意識に残っていない。

また、大学生以上の年齢層に対しては、第3章でみたように金融リテラシー・マップで社会人・高齢者も包括した金融教育の具体的な学習項目を提示している。しかし、大学生・社会人には精緻な各種プログラムの提示が十分に活用されておらず、国民に金融知識が身につけていないように見受けられる。その理由として、現在、金融知識の中で投資に関心を持つ層は、主として金融資産を持つ富裕層や退職後の資産運用に迫られる高齢者などに限られるため、裾野の広がりがみられない点が一因と考えられる。

金融知識の現状をみると、若年層については、金融リテラシー調査での金融に関する正誤問題の正答率は18～29歳の年齢層が最も低く、年齢が上がるとともに上昇する傾向にある。大学で金融を学ぶ学生は経済学部など一部に限られている。また、社会人になると多忙を理由に金融知識の習得への意識が薄く、官民で開催する各種セミナーの参加者は高齢者が中心になっている。一方、地方においては、金融リテラシー調査の金融問題正答率が都道府県別に48～61%と分散している。金融知識は3大都市圏で高い一方、地方では低くなっており、地方での金融教育もより重要である。第1章でみたように、バブル崩壊まではむしろ貯蓄の増加運動は地方が盛んであった。しかし、地方における

(図表10) 金融教育のニーズと経験

| 全国                | 金融教育が必要との意見の割合     | 学校等において金融教育を受けたとする人の割合 |
|-------------------|--------------------|------------------------|
| 100%<br>(25,000人) | 62.4%<br>(15,611人) | 6.6%<br>(1,298人)       |

(出展) 金融リテラシー調査 (2016年)

## 金融リテラシーの考察 (1)

金融広報活動は人材の問題もあって限界がある。官民で開催されているセミナーの内容をみると、3大都市圏では様々なテーマについて頻繁にセミナーが行われているのに対し、地方では金融の基礎知識や金融トラブル防止などの身近なテーマが中心で頻度も少ない。またファイナンシャル・プランナーのAFP認定者は6割が関東地区で占めており、地方では県庁所在地以外では対象者がごく一部に限られている。

金融機関のヒアリングで、金融セミナー後のアンケートで金融の理解度がかなり確かめられたとの指摘があった。また、前述の金融リテラシー調査では、金融教育を受けた学生の金融に関する正誤問題の正答率(56.4%)はそうでない学生の正答率(38.2%)よりも高く金融教育の効果が確かめられる。その意味で、今後は特に若年層や地域向けの金融教育による底上げで金融広報をより効果的に行う必要があるだろう。

### (2) 行政による情報発信の強化

第1章の歴史からも明らかのように、わが国の場合、金融情宣活動には国の後押しが欠かせず、金融行政の情報発信の強化には、活動の中核となっている金融広報中央委員会自体の認知度向上に向けた取り組みが必要であろう。

(図表 11) 金融広報中央委員会の認知度 (2005年～2016年) %

|        | 活動内容まで<br>知っていた | これまで見聞きした<br>ことはあった | この調査で初めて<br>知った |
|--------|-----------------|---------------------|-----------------|
| 2005年  | 0.7             | 7.1                 | 89.1            |
| 2006年  | 1.0             | 9.6                 | 88.7            |
| 2007年  | 1.1             | 11.0                | 86.5            |
| 2008年  | 0.9             | 8.8                 | 89.5            |
| 2009年  | 0.8             | 8.7                 | 90.1            |
| 2010年* | 1.3             | 9.8                 | 88.2            |
| 2011年  | 1.1             | 8.9                 | 89.3            |
| 2012年  | 1.1             | 8.9                 | 89.2            |
| 2013年  | 0.9             | 8.7                 | 89.5            |
| 2014年  | 1.0             | 8.0                 | 90.2            |
| 2015年  | 0.9             | 8.4                 | 89.8            |
| 2016年  | 1.2             | 8.5                 | 89.6            |

\* 2010年に設問を変更

(出典) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

金融広報中央委員会は前述のとおりウェブサイトで情報発信しているほか、全国で様々な活動を行っている。しかし、家計の金融行動に関する世論調査によると、金融広報中央委員会の認知度は「活動内容まで知っていた」が約1%、「これまで見聞きしたことはあった」を含めても1割未満に止まっている。しかも、この傾向は2005年の調査開始以来、改善がみられていない（図表11）。

一方、金融庁についても第2章でみたように金融行政方針の中で金融リテラシーの向上を重点施策の一つに据えている。しかし、「家計の金融行動に関する世論調査」において「生活設計を立てている」世帯を2014年度の35.1%から50%に引き上げる目標値を設定した<sup>29)</sup>が、翌年度は逆に34.8%に低下するなど成果が出ていない。金融庁でもインターネットを通じた発信強化、大臣による閣議後会見や重要施策についてのメディア向け広報、Twitterの活用などさらなる工夫が必要である。

### (3) 金融広報活動のコーディネーションの不足

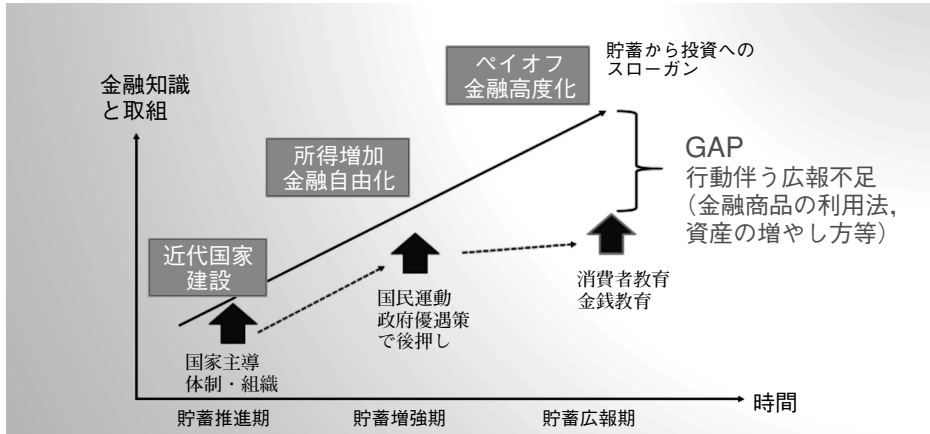
第3は、官民様々な主体で行われている金融広報活動に関するコーディネーション不足の問題である。かつての貯蓄運動は第1章でみたとおり増やすことが目的であり、金融商品の選択が限られていたこともあって、学校での教育や各機関の貯蓄奨励運動は所得の増加が貯蓄の増加に結びついた。しかし、現在は金融商品の選択肢が多様化、しかもペイオフ解禁で国民の自己責任が求められる。そうした中で、政府は貯蓄から投資へのスローガン掲げているが、現在の金融広報活動は消費者教育、金銭教育の色彩が強く、国民がどのような金融商品を選択すればよいかの判断を伝える情報は一部に限られている。この結果、国民に求められている知識・情報と実際に伝わっている情報との間にGAPが生じている（図表12）。

金融広報活動は、組織面では金融広報委員会が総括的な核となり、また内容面では金融リテラシー・マップを基本とすべきである。そして公的機関の活動は中立性、公正性な立場から消費者教育、金銭教育を行い、民間は現場ならではの実践的な情報提供や商品説明を行うなど、官民が補完し合う形で金融広報の役割分担を明確化させることが理想であろう。しかし、現在は第2章でみたように、官民の金融広報活動は団体毎、個別金融機関毎に行われ、それぞれが重要と判断する項目に重点が置かれて個別に取り組まれている。共催事業など

29) 金融庁「平成28年度における政策評価実施計画」による。

## 金融リテラシーの考察 (1)

(図表 12) 金融知識と取組の推移 (概念図)



(出展) 筆者作成

各団体の取り組みも少ない。民間の取り組みは業界・金融機関の事情が色濃く反映され、証券業界では投資家育成的な面に重点が置かれ、銀行では扱う商品の説明を前提としている。そして各プログラムを見る限り金融リテラシー・マップは必ずしも共通のベースとなっていない。

公的機関による金融リテラシー・マップを活用した講演会、セミナー、授業では特定の商品、業者との取引を勧めてはならないのは当然であるが、銀行、証券、保険等での商品の特徴など大きな選択肢を示し、幅広い金融商品の中から選択する上で金融知識の乏しい受講者やホームページ閲覧者が活用しやすい工夫を施さないと、国民の金融資産保有の多様化は難しいように見受けられる。

### (4) 金融教育に対する信頼性の向上

金融リテラシー調査にあるように金融教育が必要であるとの認識は高い。一方で、小学校から高校では「他に教える事項が多い中で、金融教育の優先順位は低い」との回答が多いほか、金融に対する不満も多い。「金融に関する消費者アンケート調査」によると、「金融商品等に関する正確で、かつ分かり易い情報が十分に提供されていない」が3割強、「せっかく情報を収集しても、分かりにくいものが多い」と「金融に関する正確な情報を、どのように入手していいかわからない」が約3割となっており、国民により分かりやすい伝え方の工夫が求められている。また、貯蓄から投資へというスローガンも、販売手数料を目当てに金融商品を顧客に勧める金融業者への不信感がある。金融商品に

関して「不適切な勧誘」を受けた経験の有無に関する設問に、約3割が「経験したことがある」と回答した。また、金融トラブル経験者も15人に1人と多い。

金融教育の目的は本来金融リテラシーの向上を通じて、家計の安定的な資産形成や生活の質の向上につながるだけでなく、成長資金の供給等を通じてデフレ脱却にも資する、金融取引を巡るトラブルから身を守るはずであるが、金融教育は個人の金儲けのために行うと狭く捉えられ、誤解が生まれやすい状況が生じているという指摘もある<sup>30)</sup>。

## 5. 結びにかえて

本稿では日本の金融広報活動を振り返り、現状の取り組み、先行研究を整理した上で、わが国における金融広報の課題について考察してきた。第1章では金融広報活動は明治以降、地道にかつ着実に行われてきているが、その目的は時代の変化に応じて貯蓄を増やすから金融広報に重点が変化してきたことが確かめられた。第2章では現在、官民で行われている金融広報活動の取り組みを概観し、このところ取り組み主体が広範化・積極化していること、そして金融教育プログラムの提供、ウェブや刊行物による金融情報の提供、講演会・セミナー等のイベント開催など質量とも拡充していることを指摘した。第3章では本分野における各種アンケート調査と先行研究を整理した。金融教育は一定の効果が見られるが、日本の金融教育は先進国に比べて弱く、金融リテラシー・マップを基に金融教育を広める必要があること、そして知識習得だけでなく行動を伴う必要があること、が示唆された。そして第4章では現在の金融広報活動に関する4つの課題を指摘した。

金融リテラシーについては、わが国国民にとって必要な内容が明確化され、金融教育面でも様々なプログラムが用意されている。国民の金融に対する関心度も低くない。このため、金融に関する既存知識や国民のニーズに応じて既存のプログラムが活用されれば、わが国の金融リテラシーの習得や資産運用の多様化の面で大きく改善するだろう。今後本分野での議論が深まり、成果が上がることを期待したい。

---

30) 稲本滋 [2015] 参照。

【参考文献】

- Adele Atkinson and Flore-Anne Messy [2012] “Measuring Financial Literacy: Results of the OECD INFE Pilot Study,” OECD Working Papers on Finance, Insurance and Private Pensions, No. 15
- 赤峰伸 [2000] 「今なぜ証券教育か」月刊資本市場 176 号 4 月
- 朝倉孝吉 [1988] 『新編 日本金融史』日本評論社
- 井澤裕司 [2017] 「行動経済学と金融リテラシー：「冷静な投資判断」へ向けて」季刊個人金融 2017 年夏号
- 伊藤秋子 [1963] 「戦後日本の家族経済における貯蓄の分析」家政学雑誌 vol 14-1
- 伊藤宏一 [2012] 『金融ケイパビリティの地平』ファイナンシャルプランニング研究 No 12
- 伊藤雄一郎, 瀧塚寧孝, 藤原茂章 [2017] 「わが国家計の資産選択行動の背景：日米アンケート調査を用いた考察」Research LAB No. 17-J-1,
- EY 総合研究所 [2016] 「諸外国における家計の安定的な資産形成の促進に向けた政策的取組みに関する調査研究」金融庁委託報告書
- 稲本滋 [2015] 「金融教育の再編成が急務」New Finance 45 (4)
- 上村協子・長沼有希・西網利恵 [2011] 『日本型「持続可能な消費」のための教育戦略』東京家政学院大学紀要
- 大川一司・高松信清・山本有造 [1974] 『長期経済統計』（東洋経済新報社）
- 岡崎浩二 [2001] 「銀行業における企業淘汰と経営の効率性：歴史的パースペクティブ」（日本経済国際共同センター）
- 小山内幸治, 西尾圭一郎, 北野友士, 氏兼惟和 [2014] 「米国との比較でみる日本の金融教育の課題」滋賀短期大学研究紀要
- 観音寺命 [2016] 「日本の金融教育の現状とこれからの課題—各国との比較を通じて—」レファレンス 790 (国立国会図書館)
- 北村行伸・内野泰助 [2011] 「家計の資産選択行動における学歴効果—逐次クロスセクションデータによる実証分析—」, 金融経済研究 第 33 号
- 金融経済教育研究会 [2014] 「金融リテラシー・マップ」
- 金融広報中央委員会 [2016] 「金融リテラシー調査」
- 「貯蓄に関する世論調査報告書」(1981~1991 年)
- 「貯蓄と消費に関する世論調査報告書」(1992~2000 年)
- 「家計の金融資産に関する世論調査報告書」(2001~2012 年)
- 金融庁 [2016] 「平成 28 年度金融庁政策評価実施計画」
- 栗原久 [2014] 「海外における金融経済教育の調査・研究」報告書
- 楠本くに代 [2002] 『金融消費者のためのファイナンシャル・リテラシー』（近代セールス社）
- 窪田祥宏 [1989] 「戊申詔書の発布と奉体」日本大学教育学会紀要 No. 23
- 全国銀行協会 [2008] 「金融経済教育の一層の充実に向けて」
- 田中光 [2008] 「明治期郵便貯金制度の歴史的展開—大衆資金動員システム形成に関する試論—」ISS Discussion Paper Series J-170
- 貯蓄増強中央委員会 [1983] 『貯蓄運動史』
- 迎由理男 [1981] 「郵便貯金の発展とその諸要因」国際連合大学
- 寺西重朗 [1982] 『日本の経済発展と金融』岩波書店
- 福原敏恭 [2008] 「金融イノベーションの進展と米国における金融教育の動向—サブプライム問

- 題発生後の状況―金融広報中央委員会  
――― [2010]「グローバルに拡大する金融教育ニーズと英国における金融教育の動向―ポスト・クライシスの金融教育に向けて―」金融広報中央委員会  
日本銀行百年史編集委員会 [1986]『日本銀行百年史』第1巻～第6巻, 資料編  
野村資本市場研究所 [2017]「英国における金融教育に関する実態調査―マネー・アドバイス・サービス (MAS) の事例―」  
前田佐恵子 [2015]「家計の金融資産・負債について」財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」平成27年第2号(通巻第122号)  
村上恵子・西田小百合・西村佳子 [2004]「個人のリスク回避度と金融教育の効果：パネルデータによる予備的分析」広島県立大学論集 第7巻第2号  
村上恵子・西田小百合・西村佳子 [2009]「家計の金融資産選択行動と統計的素養についての考察」東海大学紀要政治経済学部第41号  
森駿介 [2017]「家計のリスク資産保有行動の地域差―金融リテラシーの高さはリスク資産保有を促進するか―」季刊個人金融 2017 夏  
家森信善・近藤万峰 [2004]「利用者の視点から見た住宅金融改革の成果と課題(前編)(後編)―新商品の登場と借入金利の変化を中心に―」住宅金融月報  
―――・上山仁恵 [2014]「中古住宅購入者の金融リテラシーと住宅ローンおよび住宅瑕疵担保」神戸大学 DP 2014-J13  
―――・上山仁恵 [2015]「金融リテラシーと住宅ローンの比較行動」神戸大学 DP 2015-J04  
山下貴子 [2014]「家計の金融行動と金融ケイパビリティ」流通科学大学リサーチレター No. 21  
吉園眞一 [2015]「金融版学問のすすめ」金融財政ビジネス 2015年11月12日号  
馮讓, チュアイシリ・パニニ, 木成勇介 [2017]「金融資産選択における行動経済学的要因の影響：家計のリスク性資産保有と金融リテラシー」季刊個人金融 2017 夏